

令和7年3月八戸市議会定例会

報 告 事 件

3 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第 1 号	専決処分の報告について ----- (八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正 する条例の制定の専決処分)	3
報告第 2 号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	7
報告第 3 号	専決処分の報告について ----- (着衣破損事故に係る損害賠償の額を定めることの 専決処分)	9

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年2月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第1号

八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について
八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月28日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

八戸市個人番号の利用に関する条例（平成27年八戸市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年2月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年3月15日に八戸市南郷大字島守字小林の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第3号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月29日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 207,792円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年2月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年11月3日に八戸市新湊三丁目の市道において発生した着衣破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第2号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における側溝の蓋の損壊による着衣破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月29日

八戸市長 熊谷雄一

- 1 金額 7,247円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。